

各 所 属 所 長 殿

公立学校共済組合青森支部事務局長

「医療費のお知らせ」について

標記について、希望する組合員に対し下記のとおり交付しますので、その旨組合員に周知くださるようお願いいたします。

記

- 1 対象者  
交付を希望する組合員及び被扶養者
- 2 申請方法  
別添の「医療費のお知らせ」交付申請書を当支部あて郵送またはFAXで提出してください。

- 3 交付予定日  
申請する診療期間により交付予定日が異なりますので、下表を参考にしてください。

区分	申請する診療期間	支部申請受付期間 (注1)	交付予定日
A(注2)	平成29年1月～令和2年12月	令和3年11月1日～11月19日	都度
B	令和3年1月～10月	令和3年11月20日～12月17日	令和4年1月上旬
C	令和3年1月～11月	令和3年12月18日～令和4年1月21日	令和4年2月上旬
D	令和3年1月～12月	令和4年1月22日～2月18日 (注3)	令和4年3月上旬 (注4)

注1 「支部申請受付期間」内に支部で受領していない場合は、次の「交付予定日」での取り扱いとなります。

注2 区分Aと併せて区分B、C、Dを希望する場合の「交付予定日」は、B、C、Dとなります。

注3 令和4年2月18日を過ぎてから支部で受領した場合は、3月中旬以降の交付予定となります。確定申告には間に合いませんのでお気を付けください。

注4 令和3年分の確定申告にご利用の場合、確定申告期限までに期間がありませんので、区分B、Cを申請のうえ、記載のない期間は領収書を参考に明細書を作成することをお勧めします。

- 4 交付方法  
組合員または被扶養者毎に作成し、組合員の届出住所へ親展で送付します。
- 5 記載内容  
別紙「医療費のお知らせ」の見方をご参照ください。

【担当】 共済給付・年金グループ  
電話 017-734-9913 (直通)  
FAX 017-734-8276

## 「医療費のお知らせ」の見方

### 1 記載内容

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
診療年月	診療区分	日数	医療機関名	医療費の総額(円)	共済組合で支払った額(円)	国や地方で支払った額(円)	あなたが支払った額(円)	附加給付(円)	高額療養費(円)	備考
0209	外来	1	きょうさい病院	5,280	3,696	0	1,584			
0209	入院	7	きょうさい病院	288,430	208,116	0	80,314	55,300	0	

- ① 保険医療機関等で診療等を受けた年月
- ② 入院・外来・歯入（歯科入院）・歯外（歯科外来）・調剤（薬局）・訪問（訪問看護）・接骨（柔道整復師の施術）・鍼マ（鍼灸、マッサージの施術）・療養（コルセット、弱視眼鏡等）の区分
- ③ ①の診療年月に、保険医療機関等で受診した日数
- ④ 診療等を受けた保険医療機関等の名称
- ⑤ ⑥～⑧の合計額
- ⑥ 公立学校共済組合青森支部が保険医療機関等に支払った額
- ⑦ 法律・条例等に基づき、国・県・市区町村から助成を受けられた額（レセプトデータから把握可能なもののみ表示）
- ⑧ 保険医療機関等の窓口等で支払った自己負担額  
表示額は1円単位で表示（実際に保険医療機関等の窓口等で支払う額は10円未満を四捨五入した額）  
入院等で保険医療機関等に「限度額適用認定証」を提示し、窓口負担が軽減された場合は、窓口で支払われた額が表示
- ⑨ 共済組合から組合員へ現金で給付された額
- ⑩ 合算して高額療養費や附加給付が計算されている場合は、記号で表示

### 2 記載内容の確認

医療保険制度は、保険医療機関等からの請求が正しいものであることを前提に、医療保険者（公立学校共済組合青森支部）が医療費の支払いを行っているものであるため、受診歴を各自ご確認ください。

### 3 留意事項

- (1) 「医療費のお知らせ」は、病院や薬局又は接骨院等から共済組合へ送付される「診療報酬細書（レセプト）」や「柔道整復施術療養費支給申請書」等に基づき作成しています。レセプト等は受診月から最短で2か月後に受領し、3か月後に医療費データを確定させているため、未受領や未確定のレセプト分は記載されておりません。
- (2) 医療保険で受診した診療分等を記載しており、医療保険適用外の費用は含まないため、領収書の金額と異なる場合があります。  
【例：入院時の個室料や歯科の差額材料費、診断書料、予防接種代金等】
- (3) 国や市区町村等の助成を受けられた場合は、支払った金額等と表示金額が異なる場合があります。  
【例：国や県の難病指定医療制度、福祉医療制度、市町村の子ども医療制度等】
- (4) 「医療費のお知らせ」は、医療費控除における添付書類の全てを賄うわけではありませんので、確定申告の際には領収書等による確認が必要な場合があります。

### 4 確定申告の医療費控除について

詳細は最寄りの税務署にお問い合わせ願います。

参考：国税庁ホームページ

- ・パンフレット「暮らしの税情報（令和3年度版）医療費を支払ったとき」
- ・「医療費控除に関するQ&A」等をご参照ください。